

## 公立大学法人山梨県立大学学科長選考規程

(平成22年4月1日制定 法人第3210号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第33条第2項の規定に基づき、学科長の選考及び任期について必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 学科長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。ただし、1学部1学科の学科長は、学部長が兼ねることができる。

- (1) 学科長の任期が満了するとき。
- (2) 学科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学科長が欠けたとき。

2 学科長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の日の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(学科長候補者の選出)

第3条 学科長は、各学科において専任の教授のうちから候補者を選出し、その学部の教授会に推薦する。

- 2 その学部の教授会は、前項の推薦に基づき、学科長を選出する。
- 3 その学部長は、前項の選出に基づき、理事長に報告を行う。

(学科長の任期)

第4条 学科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

2 学科長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、学科長の選考に関して必要な事項は、学部の教授会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に学科長の職にある者は、この規程に基づいて選考されたものとみなし、その者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成24年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

